

地域公益活動は社会福祉法人の責務です

# ほっかいどう地域公益活動だより

第3号 平成31年3月29日発行

北海道地域公益活動推進協議会の発足から間もなく1年を迎えます。  
事業の実施にあたり、多くの皆様のご支援とご協力を頂戴いたしました。  
ありがとうございました。

今年度の主な活動内容は以下のとおりとなりました。

- ・ 5月 第1回北海道地域公益活動推進協議会
  - ・ 8月～9月地域公益活動事業説明【札幌市・函館市・旭川市・帯広市】  
(経営協ブロック研修会において説明を実施)
  - ・ 10月 第2回北海道地域公益活動推進協議会
  - ・ 12月 生活困窮者等に対する安心サポート事業説明会
  - ・ 2月 地域公益活動普及・啓発セミナー
  - ・ 2月 第3回北海道地域公益活動推進協議会
  - ・ 2月～3月災害事業支援推進セミナー【帯広市・苫小牧市・釧路市・北見市・旭川市・札幌市・函館市】
- 
- ・ 北海道内における広域的な取組3事業の推進
    - \* 地域福祉権利擁護体制構築に向けた法人・施設による福祉サービス利用援助事業の実施(権利擁護援助)
    - \* 生活困窮者等に対する安心サポート事業の実施(安心サポート)  
経済的援助支援の実施
    - \* 災害時における社会福祉法人・施設協働による入所者・要援護者等支援事業の実施(災害時支援事業)  
平成30年北海道胆振東部地震被災法人・施設への支援の実施
- 
- ・ 社会福祉法人の見せる化、主体的取組への支援
    - \* 広報誌の発行・普及啓発パンフレットの作成・配付
    - \* 文書等による情報提供

## 「平成30年度地域公益活動普及・啓発セミナー」を開催いたしました



平成31年2月13日(水)札幌市において、北海道内で行われている取組み、北海道外の複数社会福祉法人連携で行われている取組みのご紹介を通じて、今後さらに北海道内の地域公益活動が活性化し、発展していくことを目的に、標記セミナーを開催しました。

はじめに、今年度よりスタートした北海道における地域公益活動事業3事業（権利擁護援助、安心サポート、災害時支援事業）について、北海道地域公益活動推進協議会事務局から参加法人数や、実際に行っている安心サポートの経済的援助の件数、事例等を説明いたしました。

次に、地域公益活動の実践について、認定 NPO 法人シーズネット理事長 奥田龍人氏のコーディネートのもと、社会福祉法人厚仁会（札幌市）、社会福祉法人緑星の里（苫小牧市）、垂水区社会福祉法人連絡協議会（兵庫県神戸市）に各取組みを報告いただきました。

厚仁会の長多氏・小林氏は、社会福祉法人として『地域』との関係性を見直し、今の時代にあった新しい地域との関わり方を模索するため、「地域貢献事業委員会」を立ち上げたことを説明。その後、地域の実務者との協議の中で「認知症の事でもネットワーク構築ができればよい」という地域側の思いと、法人側の「地域で止まっている事や困りごと支援を広げるイメージで行いたい」との思いが合致し、認知症支援事業がスタートしたのち現在の活動に繋がっているという経緯を話されていました。また、地域の方や学生ボランティア等と協働で事業を運営しているが、1事業所で行うには限界もあるので、事業に賛同してくれる事業所・法人が増えてくれる必要性を感じているとの報告をいただきました。



緑星の里の尾野氏は、法人内の高齢・障がい・相談室・事務等各部門から計9名選出し『社会貢献推進委員会』を運営し

ており、地域住民や地元企業の協力を得て事業を展開することで、職員にとってコミュニケーション能力や傾聴姿勢において、接遇研修以上の効果もあったと話されていました。

垂水区社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネットたるみ）の永井氏からは、兵庫県神戸市垂水区内の社会福祉法人が連携して行っている取組みについて説明いただきました。地域の福祉課題の解決のために社会福祉法人の連携を図る目的で設置しており、「総合相談を受け、他分野にも対応していくことを目標に“つなぎ”ができるよう職種の壁を乗り越えて連携をはかる」「コミュニティソーシャルワークスキルを培う」「地域のコミュニティ活動を支援し互助を再生する」事を目標として現在は区内32



法人で構成中。協働による活動から、普段の業務における連携など活きたネットワークが構築されている、との報告をいただきました。

次年度は普及・啓発セミナーに替わり、各社会福祉法人が取り組んだ地域公益活動がしっかり定着し、より内容を高められるよう、法人の地域公益活動担当者を対象にしたスキルアップ講座を実施する予定です。

## 「平成30年度災害事業支援推進セミナー」を開催いたしました

本セミナーは北海道内の社会福祉法人・施設における災害対応準備、広域での連携体制構築を具体的に進めることを目的として帯広からスタート。その後は苫小牧、釧路、北見、旭川、札幌、函館の北海道内6会場で開催いたしました。初回開催（2/8）の帯広会場では、参加対象地域である十勝管内の社会福祉法人の約半数から、法人・施設役職員の方々に参加いただきました。ここでは7会場の内、帯広会場セミナーの様子をお伝えいたします。

当日は課題提起1「平成28年台風第10号による被害からの教訓」と題し、社会福祉法人厚生協会 東 貴志氏より、過去の被災経験を踏まえた災害に対する備えの考え方を報告いただきました。被災時は断水が長引き、給水運搬方法や水の使い方に試行錯誤した結果、老人福祉施設⇄身障施設という種別を超えた設備の連携が必要だったこと。使い捨て容器の効率は良かったが1日1人12～15枚必要であったため、容器代のみで数百万円という高額な出費がかかったことなどを、当時の様子のスライドを交えながらご報告いただきました。

課題提起2「災害時における社会福祉法人・施設の事業継続に向けて」では、北海道社会福祉法人経営青年会会長・北海道地域公益活動推進協議会構成員 長谷川 賢より災害時に利用者の安全を確保し、行政・関係機関等による支援が機能するまでの間、自力で最低限のサービス提供を継続できるような体制整備や事業継続計画（BCP）策定の必要性について説明。災害時において、社会福祉法人・施設は組織を守るという視点だけではなく、利用者や職員の生活環境、さらには地域住民の生活を支える視点をもってBCPを策定することが重要であること、BCP策定方法や職員にいかに定着させるか等、具体的な実践方法をお話しました。

課題提起3「北海道胆振東部地震被災施設への支援（広域連携による支援）」では、北海道地域公益活動推進協議会事務局より北海道胆振東部地震被災施設への支援状況等について報告するとともに、北海道地域公益活動推進協議会が推進する「災害時における社会福祉法人・施設協働による入所者・要援護者等支援事業（災害時支援事業）」による、災害時の連携体制構築についてお話ししました。この度の地震被害では災害時支援事業により被災施設への応援職員派遣に係る旅費、活動時の賠償責任保険料等を負担しており、さらに本事業の今後の構想として、次年度は連携体制をより定着させるため、本セミナーを実施した7地域で災害時連携会議を実施すること、各地域の拠点法人に衛星携帯電話等の通信機器を配備して災害時の連絡手段を確保する予定であることをお伝えし、最後に地域公益活動としての本事業参加を呼びかけました。

午後から行ったシンポジウム「十勝地区における災害に備えて～各社会福祉法人・施設の取組みと広域連携による取組み」では、災害に備えて取組んでおくべきこと、また社会福祉法人・施設による広域の相互連携体制構築について協議。会場からは「最低の備蓄は3日と言われているが、人が助けなしで生きられる限度が72時間という

だけ。2週間分の備蓄は必要。」「施設職員の、災害時の備えや被災時に対する温度差があると思う。北海道胆振東部地震被災地支援についても、自施設の対応だけで精一杯…という職員と、自ら志願して支援に向かう職員がいた。今後は災害時対応における職員共通認識が課題となる。」等について意見交換がなされ、当日の協議結果を各社会福祉法人・施設へ持ち帰った後はBCP策定・維持・更新に取り組んでいくという方向性で一致しました。

開催について各会場内容は共通（報告者は会場によって異なる）の構成で進行。シンポジウムでは、各開催地で想定される災害についての認識や対応・備え等について、活発に意見交換を交わす場面もありました。

本セミナーでは北海道内7会場で249人、153社会福祉法人が参加。開催後アンケートでは「他事業所の災害対策の取組みが大変進んでいると感じ、刺激となった」「今後の課題が見えてきました。BCPをしっかりと作りあげたいと思います」「拠点は必要と思います。障がい特性等で加入協会が異なりますので、災害時にはそのような垣根のない拠点での把握支援があると良いと思います」等、多くのご意見を頂戴しました。ありがとうございました。

次年度は、今回のセミナーを開催した7か所において、より具体的に災害時対応を協議する場を設ける予定です。今後も災害時支援事業へのご支援・ご参加をどうぞよろしくお願いいたします。



【帯広会場の様子】



【北見会場の様子】



【苫小牧会場の様子】



【札幌会場の様子】

# 2019年度（平成31年度）北海道地域公益活動推進協議会 事業計画について

平成31年2月28日に開催された第3回北海道地域公益活動推進協議会において2019年度（平成31年度）の事業計画が承認されました。事業計画については以下のとおりです。

## 1. 北海道地域公益活動推進協議会の運営

(1) 北海道地域公益活動推進協議会の開催[年3回／5月、10月、2月予定]

## 2. 道内における広域的な取組支援

(1) 地域福祉権利擁護体制構築に向けた法人・施設による福祉サービス利用援助事業の推進  
参加社会福祉法人により次のとおり福祉サービス利用援助事業（第2種社会福祉事業）に取り組む。市町村社会福祉協議会が支援している利用者を社会福祉法人が引き継ぐこととし、北海道社会福祉協議会において利用者移管に向けた調整等を行う。

### ①福祉サービス利用援助事業の実施

市町村社会福祉協議会から利用者を引継ぎ、社会福祉法人が利用者と利用契約を締結し福祉サービス利用援助事業を実施する。

### ②生活支援員業務の実施（新規）

市町村社会福祉協議会と利用者が福祉サービス利用援助事業の利用契約を締結したままとするが、契約に基づく生活支援員業務（相談援助、生活費管理等の具体的業務）を社会福祉法人が担当する。

(2) 生活困窮者等に対する安心サポート事業の推進

参加社会福祉法人により生活困窮者等に対する安心サポート事業として次の事業を実施する。

①相談支援事業

②経済的援助事業

③就職活動応援事業モデル事業

④住宅入居債務保証支援モデル事業（新規）

入居保証人が確保できない方に対して社会福祉法人、市町村社協が家主又は不動産業者等と入居に関する債務保証契約を締結することにより住宅確保を支援するモデル事業を実施。

(3) 災害時における法人・施設協働による入所者・要援護者等支援事業の推進

災害発生時に参加社会福祉法人・施設の協力を得て支援を実施するため、また、平常時においても災害時に備えた連携体制の構築、維持を図るため、次の事業を実施する。

〔災害発生時〕

- ①入所者・要援護者等支援センターの設置
- ②福祉避難所等に対する支援
- ③被災施設への支援
- ④ボランティアの派遣要請
- ⑤必要な機材の整備

〔平常時〕

⑥社会福祉法人・施設災害時連携会議（新規）

道内7地域ごとの社会福祉法人・施設の災害時連携を定着させるため、災害時の連絡手段、連携方法等を具体的に検討、協議する場として連携会議を実施する。また、この会議の協議に基づき具体的に災害時のための通信機器等（衛星携帯電話、ポータブル発電機等を想定）を7地域ごとの拠点を担う社会福祉法人・施設及び道社協本部に整備する。

と き 平成31年7月～32年1月（予定）

ところ 札幌市、苫小牧市、函館市、旭川市、北見市、帯広市、釧路市

3. 社会福祉法人の見せる化、主体的取組への支援

(1) 社会福祉法人への情報提供による支援

- ①ホームページによる社会福祉法人の取組紹介等の情報発信
- ②文書等による情報提供
- ③広報誌「ほっかいどう地域公益だより」の発行（3回／ホームページへの掲載）
- ④北海道社会福祉協議会広報誌（明るい社会）（3回）
- ⑤普及啓発用パンフレット作成

(2) 地域公益活動担当者ステップアップ講座（新規）

各社会福祉法人が取り組んだ地域公益活動がしっかりと定着し、より内容を高められるように、法人の地域公益活動担当者を対象にスキルアップを図るための講座を実施する。

と き 平成31年7月・11月（予定）（2回・2テーマ開催）

ところ 札幌市

内 容 テーマ想定：地域ニーズ把握手法、生活困窮者支援、災害・避難生活基礎知識

## 社会福祉法人の地域公益活動 現況報告書記載の準備は大丈夫ですか？

地域公益活動は全ての社会福祉法人の責務です。(社会福祉法第24条第2項)

☆社会福祉法人の地域公益活動について

→厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」(平成30年1月23日付け・社援基発0123第1号)をご参照ください。

☆現況報告書への記載について

【項目11-2.うち地域における公益的な取組(地域公益事業を含む)(再掲)】への記載

→地域公益活動に取り組むとともに、現況報告書への記載が必要です。

頑張っ取組んでも、現況報告書に記載していないとやっていないという評価に…  
取組みをアピールすることが、社会福祉法人の姿勢を見せていくこととなります。

## 北海道全域で一緒に取組みませんか？

北海道地域公益活動推進協議会が進める3メニュー

- ①地域福祉権利擁護体制構築に向けた社会福祉法人・施設による福祉サービス利用援助事業
- ②生活困窮者等に対する安心サポート事業
- ③災害時における社会福祉法人・施設協働による入所者・要援護者等支援事業

※①「地域福祉権利擁護体制構築に向けた社会福祉法人・施設による福祉サービス利用援助事業」について、福祉サービス利用援助事業において、生活支援員の人材不足が課題になっていることから、地域の人材確保に貢献するために「生活支援員の登録・活動」を新たなメニューとして加えました。  
詳しくは、北海道地域公益活動推進協議会ホームページ (<http://d-koueki.jp/>) をご覧いただくか、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

北海道社会福祉協議会 施設経営支援部 施設福祉課

TEL: 011 - 241 - 3766 / FAX: 011 - 280 - 3162

E-mail: [d-koueki@dosityakyo.or.jp](mailto:d-koueki@dosityakyo.or.jp)